

令和3年2月25日

各位

米子信用金庫
理事長 青砥隆志

不祥事件の発覚とお詫びについて

このたび、誠に遺憾ながら、当金庫において下記の不祥事件が発覚いたしました。

社会的、公共的な役割を担い、信用を第一とする信用金庫として、このような不祥事件を発生させたことを深く反省するとともに、日頃からご支援とご愛顧を賜っておりますお客さまをはじめ、会員の皆さま、地域の皆さまにご心配とご迷惑をおかけしましたことを心より深くお詫び申し上げます。

記

1. 事件の概要

(1) 着服事件

- | | |
|--------|---|
| ①事故者 | 当金庫元職員(男性、現在60歳代、平成13年退職済) |
| ②事故の内容 | 顧客の預金を無断解約し着服・費消 |
| ③発覚日 | 令和2年8月5日 |
| ④発覚の経緯 | 事故者の融資履歴調査により着服が発覚 |
| ⑤発生期間 | 平成12年2月～同年8月 |
| ⑥発生店舗 | 鳥取県西部地域の支店 |
| ⑦事故金額 | 着服 3名 被害額11,929千円(累計額11,929千円)
事故者による知人等からの個人借入れ 7名 借入額7,950千円
※着服被害額及び借入金については、事故者が全額弁償・返済しております。
事故金額計 19,879千円(累計額19,879千円) |

(2) 着服事件に関連した信用金庫法違反行為

- ①会員資格のない者への融資(信用金庫法第10条第1項)
一部役職員の関与のもと会員資格のない事故者(当庫営業地区外居住)に対し、被害者への弁償資金として融資(平成17年及び同19年)を実行しました。
- ②不祥事件届出未済(信用金庫法第87条、同法施行規則第100条第6項)
着服発生当時(平成12年)及び事故者への融資(平成17年及び19年)当時、一部の役員は着服の事実を把握していましたが、監督官庁等への届出が行われておりませんでした。

2. 被害を受けられたお客様への対応

着服被害を受けられた1名のお客様には、個別にお伺いし、改めて深くお詫び申し上げます。

また2名のお客様は、既に逝去されております。ご冥福をお祈りするとともに、改めてお詫びの意を表したいと存じます。

3. 関係機関への届出等

本事件発覚後直ちに監督官庁に報告し、信用金庫法で定める届出書を提出しております。また警察及び関係機関への報告も併せて行っております。

4. 関係者の処分

事故者は平成13年に退職済であり処分は行っておりません。なお現在の役職員に平成12年当時、本事件に関わった者や管理監督の立場であった者はありません。

5. 信用金庫法違反行為等への対応

当庫としては、上記1.(2)の信用金庫法違反行為など着服事件を端緒とする一連の事実関係において、当時の役員の責任の有無について、厳格な視点を持って法律の専門家等と協議しながら慎重に検討を重ねております。

現時点においては、時の経過により当時の役職員等関係者の記憶も薄れている中で、時効の可能性や責任を立証する証言・物証も乏しいのが実状ですが、引続き、当庫としては、当時の役員の責任について、厳正に検討し、対処していく所存です。

6. 今後の対応

不祥事件の発覚という重大な事案を厳粛に受け止めております。また顧客預金の着服等発生当時及び被害者への弁償資金の融資時において、法令に違反する行為があったことは重ねて深く反省する次第です。

現状では同様の事件を未然防止することが可能な態勢を構築していると考えておりますが、改めて問題点を洗い出し、再発防止に向けた内部管理態勢及び法令遵守態勢の強化に取り組んでまいりる所存です。

7. 本件に関するお問い合わせ先

【お客様窓口】

米子信用金庫 お客様相談窓口（人事総務部コンプライアンス担当）

電話番号 0120-475-818（フリーダイヤル）

【報道関係者窓口】

担当 山崎常務理事

電話番号 0859-57-3653（直通） 0859-33-1241（代表）

受付時間 午前9時から午後5時まで（土・日・祝日は除きます）

不祥事件の発覚について

社会的・公共的に大きな役割を担い、信用を第一とする地域金融機関として、不祥事件が発覚したことにつきまして、深く反省いたしますとともに、日頃からご支援、ご愛顧を賜っております地域の皆様、お取引をいただいているお客様、会員の皆さまに対しまして、多大なるご迷惑、ご心配をおかけし、心より深くお詫び申し上げます。

今回、平成12年に発生した着服事件のほか、この着服事件を端緒とした信用金庫法違反行為や地域金融機関として不適切な行為も発覚いたしました。

これら信用金庫法違反行為などには、当時の役員の関与も認められ、地域金融機関としてのガバナンスに問題があったと言わざるを得ません。現時点においては、時の経過により当時の役職員等関係者の記憶も薄れている中で、時効の可能性や責任を立証する証言・物証も乏しいのが実状ですが、引続き、当庫としては、当時の役員の責任について、厳正に検討し、対処していく所存です。

また、今回発覚した事件について、過去の事案とせず、お客様、会員の皆様をはじめとする地域の皆様に対し、包み隠さずご報告するとともに、再発防止の決意をお示しすることが、米子信用金庫としての責務と考えております。

現体制においては、着服をはじめ不適切な行為の未然防止を図る態勢整備は図られていると認識しておりますが、これまで取り組んでまいりましたコンプライアンス体制の充実や、不祥事の未然防止のための取り組みの実効性について検証しながら、不祥事の再発防止に向け、内部管理態勢の一層の充実・強化を図りますとともに、地域の皆様からの信頼回復へ向けて、役職員一同、全力を挙げて取り組んでまいります。

令和3年2月25日

米子信用金庫

理事長 青砥 隆志